

## 子どもをとりまく今日の政策課題

参議院議員／小児科医 自見はなこ



平素より佐賀県小児科医会の先生方には、大変お世話になっております。

昨年7月10日に全国の小児科の先生方が一団となって大きなご支援をいただき、国政へ送っていただきました。は

じめて臨んだ昨年の臨時国会の開会式で、天皇陛下より新しく当選した議員に対して、「国民の信託に応えるよう働くことを切に望みます」というお言葉をいただきましたが、“信じて託された”のは210,562人の方々の想いと同時に、これから生まれてくる子どもたちからの想いも同時に託されたと思っております。「子どもを真ん中に置いた社会作り」を政策モットーとしている私には、これからやるべきこと進むべき道が途方もなく長く感じることもあります。この度頂戴した任期の6年間で1日1日無駄にしないように過ごして参りたいと思っております。

1年前に議席を頂戴した私のはじめての厚労省母子保健課との接点は、当選後まもない時期でした。一昨年に改正された児童福祉法により、平成32年を目途に全国展開することが決定された“子育て世代包括支援センター”の概要や取り組みのレクチャーを受けるためでした。役所からのレクチャーは、通常“ポンチ絵”と言われる法律や制度などをイラスト入りの分かりやすい概要ペーパーが使用されます。“子育て世代包括支援センター”も例に漏れず、そのポンチ絵が示されました。子どもを抱っこした母親を取り巻く図の下部に、それまで分断されていた各部署が統合された図が描かれており、その上には母親を取り巻くように学校や児童相談所など関係機関や関係者が連携しているという内容が図で示されていました。ところがレクチャーを受けながら、はて、と感じました。小児科医という文言がどこにも記載されていなかったのです。“小児科医は、この図式の中のどこにいますか？”との質問に、“産婦人科医等の「等」に含まれています”という答えが返ってき

ました。“・・・あの、小児科医は、本当に子どものことを考えていることを、知ってる???生まれる前からプレネイタルの領域、障害を持ったお子さんとの関わり、発達の相談、ワクチン、学校医、不登校、虐待、思春期の変化や親との関わり、そして病気のこと、小児科医って何をしているか、本当に知ってる??”大きく目を見開いた私に役所の方も驚いていましたが、それ以上に私は、目の前が真っ暗になったような感覚をその時に感じておりました。そこから始まり、昨年秋から開始された子育て世代包括支援センターのガイドライン作りに、日本医師会、日本小児科医会、日本歯科医師会をはじめとした子どもを取り巻く医療専門職をオブザーバーに入れていただきました。約半年をかけてガイドラインが作られました。皆様のおかげさまで、今年8月に公表された子育て世代包括支援センターのガイドラインには、小児科医がそれぞれの地元でこれに関わることができるような仕立てになっております。

ただ、これからが大切な時期であります。この子育て世代包括支援センターを、行政の運営だけに頼るのではなく、真に子どものことを考えている小児科医が積極的にその理念や運営にそれぞれの地域で参画していただくことが求められると思っております。また地域で産婦人科医と同様に、より一層保健師との連携も求められることとなります。幸いタイミングを同じくして、厚労省内において新しく子どもについて一つの局ができ、人事の布陣も出来上がりました。この度の9月10日の日本小児科医会理事会において、厚労省子ども家庭局吉田学局長と母子保健課北澤潤課長に同席いただき、子育て世代包括支援センターの内容について説明する機会をいただくことになりました。

私はこのセンターが、成育基本法成立の場合には地域における活動のプラットフォームになると思っております。このタイミングで行政と小児科医会が一緒になり、子ども達の為に力を合わせて頑張りたいと思っておりますが、何よりも先生方のお力が必要になりますので今後ともよろしくお

願い申し上げます。

その他子どもに関しては、ワクチンの外箱表示に記載されている検定合格年月日、最終有効年月日、製造番号の順番が統一されずに表記されていることから、医療機関でのワクチンの安全管理上問題になると国会で指摘し、厚労省とワクチン関係業界団体に対して表示方法の改善に取り組ませていただきました。

また、国庫補助負担金の地域区分に関しても、最低地域のD地域だった福岡県から要請を受け、施設整備に係る国庫補助負担金の交付基準の見直しに取り組みをさせていただきました。その結果、平成29年度から地域区分が廃止となり、全都道府県が地域区分A地域に適用となりました。

医師のキャリアデザインについても取り組んでおります。特に初期研修の見直しについては、平成32年度から適応されるための見直しが年内までの議論に関わっていることから、昨年11月の厚労委員会で医学部と臨床研修の連携強化のため文科省と厚労省の合同会議を要請しました。これを受けて、今年2月に両省庁の合同会議が実現しました。医学部5-6年生での臨床実習の充実、初期研修の見直しに外科、産婦人科、小児科、精神科などを必修へ戻すことなど、基礎診療能力を持った医師養成への働きかけについて議員勉強会を開催し、良質な地域医療に貢献するよう努力しているところです。

加えて、全国の先生方より日本脳炎ワクチンの供給不足に関して問い合わせをいただいておりますので、厚労省、ワクチン産業協会、ワクチン製造会社、販売会社、卸会社を呼び議員勉強会を羽生田先生とさせていただきました。その結果、今回の日本脳炎ワクチンの問題は、熊本地震で化血研での製造が止まったことの厚労省を挟んでの連絡共有と、流通経路の中で解決すべきところ、公正取引委員会の所管している独占禁止法との接触が危惧される部分の整理が必要であることが判明しました。現在その件につき、今後同じような供給元に課題がある場合に同じようなことが起きないように施策を講じていけるように、各種調整をしております。加えて、MRワクチンのような需要過多に対しての対応にも脆弱性が認められますので、危機管理体制に関して厚労省での取り組

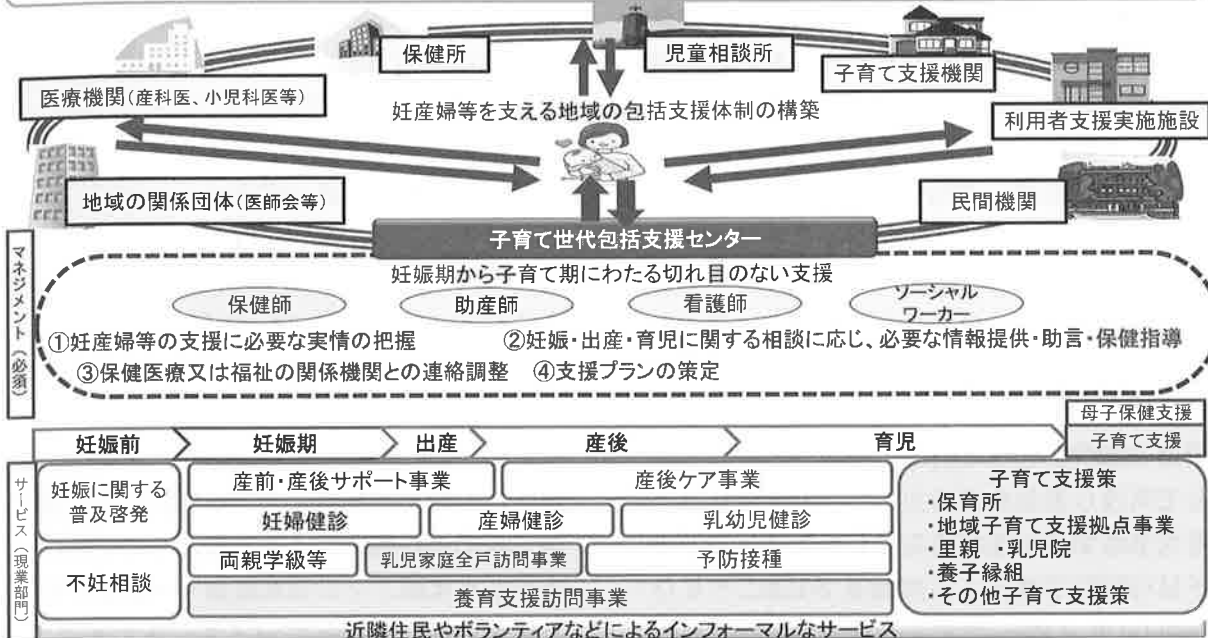
みを深めていただくように、今後ともしっかりと関わりを続けて参りたいと思っております。

そろそろ秋の臨時国会が始まろうとしているタイミングですが、政治情勢に変化が見られる時期でございます。成育基本法は、超党派で進めていくものでございますので、野党の新しい体制が整ってから再度進めていくこととなります。新しい布陣が出揃ってから、再び丁寧に説明と議論を議員同士で重ねていくこととなりますので、最速でも来年の通常国会に提出をすることになるかと思っております。成育基本法の成立は何より待たれるところですが、この成立を待つ間に、前段で述べたように母子保健の領域は塩崎恭久前厚労大臣の元で児童福祉法が改正され、その際に昭和22年から改正されることとなった第1条に0歳から子どもの愛される権利が法律に書き込まれ、同時に子育て世代包括支援センターが設立されることになり、随分と進んで参りました。

小児科医は、今まで温かい心で子どもや母親、父親を見守って参りましたが、今こそ我々小児科医こそがさらに力強く子ども達、親たちと共に、社会の真ん中に子どもをおいた社会作りに関わっていく時だと思っております。選んでいただきました任期を大切に私も頑張って参りたいと思っておりますので、今後とも変わらぬご指導をいただけますように心からお願い申し上げます、私の寄稿とさせていただきます。

# 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。  
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。

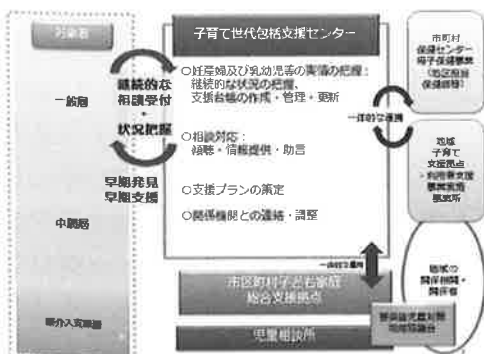


## 子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて

本ガイドラインは、有識者や自治体職員等による議論等を踏まえ、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条の母子健康包括支援センター）の具体的な業務、地域の多様性を念頭においた運営上の留意点、各地での取組例等を内容として原案を作成。その後、パブリックコメントを踏まえ、所要の修正を加え、全国に周知を行った。（平成29年8月1日通知）

### 子育て世代包括支援センターの役割

- ・ 包括的な支援を、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく提供するためのマネジメントを行う。
- ① 妊産婦及び乳幼児等の実情把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 支援プランの策定
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ・ 全ての妊産婦や乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本、包括的な支援を実施



### 業務実施のための環境整備

- ・ 市区町村やセンターが実施する事業だけでなく、地域のNPO 法人などの民間団体などが実施するインフォーマルな取組も含めて、様々な関係機関や関係者と連絡、調整を行い、協働体制を構築
- ・ センターには保健師等を1名以上配置

### 各業務の基本的考え方と具体的内容

- ・ 利用計画の作成支援だけでなく、サービスの提供等に当たり、関係機関による密なモニタリングが必要と考えられる妊産婦や保護者等については、関係機関による支援についても整理した「支援プラン」を作成
- ・ 支援プランでは、妊娠や出産、子育てのスケジュールに合わせて、必要なサービス等の利用スケジュールを整理し、関係機関と調整、各関係機関による支援内容やモニタリング、支援プランの見直し時期を整理
- ・ 支援プランを策定する際には、支援対象者に参加してもらい、本人の意見を反映
- ・ 保健所や市町村保健センター、医療機関、民生委員・児童委員、教育委員会、こども園・幼稚園・保育所、児童館、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業実施事業所、児童発達支援センター等関係機関との連携確保
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会との連携確保